広島県告示第七百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年七月二十四日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地		
広島県呉市安浦町中畑地内	土砂災害警戒区域	区域の表示	日之平川（四五―二）
			次の図のとおり
		区域の名称	日之平川（四五―二）
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流
		区域の表示	次の図のとおり
	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	日之平川（四五―二）
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流
		区域の表示	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。